

輸出令別表第1の9の項(5の5) (省令第8条第一号、第五号の五)
通信 (無線通信傍受装置)

商 品 名 : _____
メーカー名 : _____
型及び等級 : _____

該非用パラメータシート
(通信・貨物)
様式 9-05の5

(1 / 1)

CISTEC 2012.08.01
(平成 24 年 8 月 1 日施行政省令等対応)

質 問 事 項	回 答		備 考
第一号 無線通信傍受装置 : a. 部分品又は附属品か？ イ. 核爆発による過渡的な電子的効果又はパルスによる影響を防止することができるように設計したものか？ ロ. ガンマ線、中性子線又は重荷電粒子線による影響を防止することができるように設計したものか？ (ただし、人工衛星に搭載するように設計したものを除く。) ハ. 124℃を超える温度又は零下55℃より低い温度で使用することができるように設計したものであって、電子回路を有するものか？ (ただし、人工衛星に搭載するように設計したものを除く。) (解釈)「無線通信傍受装置」: 移動体通信業者のため、又は移動体通信機器の設計若しくは製造のために設計した装置を除く。	☐ はい ← 第五号の五へ ☐ いいえ ↓ ☐ いいえ ↓ ☐ いいえ ↓	☐ いいえ ↓ ☐ はい ↓ ☐ はい ↓ ☐ はい ↓	
第五号の五 無線通信傍受装置又はその部分品 : a. 附属品か？ b. 移動体通信プロトコルを用いる無線通信を傍受し、及び処理するために特に設計したものか？ (解釈)「無線通信傍受装置」: 移動体通信業者のため、又は移動体通信機器の設計若しくは製造のために設計した装置を除く。 (解釈)「移動体通信」: 次のいずれかに該当するプロトコル又は規格をいう。イ GSM、ロ GSM-R、ハ GPRS、ニ IMT-2000、ホ PMR (Professional Mobile Radio)、ヘ Inmarsat、ト Iridium、チ Thuraya、リ VSAT、ヌ ACeS (解釈)「部分品」: 他の用途に用いることができるものを除く。	☐ はい ☐ いいえ	☐ いいえ ↓ ☐ はい	
(判定) 以上の結果、標記第一号に該当するか？(注)	☐ 非該当	☐ 該 当	
(判定) 以上の結果、標記第五号の五に該当するか？(注)	☐ 非該当	☐ 該 当	

(注) 回答欄においてアンダーラインが付いたものが、左欄のみにチェックされた場合は、当該判定貨物が標記第一号又は第五号の五に非該当であり、1つでも右欄にチェックされた場合は該当と判定される。

作成責任者 : (作成年月日 年 月 日)

会 社 名

所属・役職

(フリガナ)

氏 名

電 話

印